

新たに自主防災組織を結成するための補助制度を行っています！

市では、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成を推進しております。

自主防災組織とは、自分たちの地域で自分たちでできる防災活動を行うために結成される組織です。

市では、自主防災組織結成時に必要な資機材や備蓄品の購入、防災倉庫の設置等に係る経費の補助を行っています。

この補助制度は、令和3年度から令和5年度までの3年間の期間とした制度です。

自主防災組織の取組や結成についてご興味がありましたら、防災課までお気軽にお問い合わせください。

対象となる組織

令和3年度～令和5年度末までの間に、新たに自主防災組織を結成した地域

補助金額（内訳）

上限25万円まで（1組織1回限り）

- (1) 結成一律補助金額 3万円
- (2) 結成年度に購入した補助対象経費として実際に要した費用
- (3) 「(1)に(2)を加えた合計額」または「25万円」のどちらか少ない方の額

補助対象となる経費

自主防災組織の結成時に必要な資機材などの購入費が対象となります。

補助対象経費 （自主防災組織の結成時に整備する資機材等の購入に要する経費）	資機材	防災備蓄倉庫、簡易トイレ、簡易ベッド、間仕切り、トイレトーパー、ティッシュペーパー、炊出用かまど、メガホン、ホース、バケツ、救助用ロープ、チェーンソー、ハンマー、水中ポンプ、発電機 等
	食糧品	アルファ米、乾パン、保存用菓子類、飲料水（長期保存期間5年以上） 等
	衛生用品	消毒液、マスク、ビニール手袋、フェイスシールド、おむつ、生理用品 等
	初期消火	消火器、消火器ボックス、小型消防ポンプ、ホース、ヘルメット、防火衣、バケツ、担架、救急箱 等
	その他	総会及び役員会等に要する経費 パソコン スチール製物置（防災活動に要する資機材と一体整備の場合であって、既製品に限る。） 机及び椅子（防災活動に要する資機材として使用するものであって、必要最小限度とする。） 等

※工事費、修繕費、賃借料、使用料、機材等（カメラ、ビデオ等）については、対象外

【問い合わせ先】つくばみらい市役所 防災課
TEL：0297-58-2111（内線：2502）